

# 異動期に伴う届出について



転勤・転居された場合は、各種届出が必要となりますので、お忘れのないようお願い致します。



## 運転免許証の住所変更

住所が変わった場合は、運転免許証の記載事項変更の手続きをしなければなりません。札幌市・石狩市・北広島市・当別町に転入された方は、札幌市内各警察署か手稲の運転免許試験場で手続きをする必要があります。

交番では手続きすることができません。

【届出期間】変更が生じた後速やかに



## 自動車保管場所証明(車庫証明)

保管場所を管轄する警察署へ、車庫証明の申請を出さなくてはなりません。軽自動車の場合、下記の10市を保管場所にする方は軽自動車協会へ車検証変更の届出をした後に、警察署へ保管場所の届出を出す必要があります。

【届出期間】保管場所の位置変更日から15日以内

札幌市・函館市・小樽市・旭川市・室蘭市・  
釧路市・帯広市・北見市・苫小牧市・江別市

※ 北見市常呂町など、右記の市に編入した市町村は、届出の必要がない場所もあります。



## 安全運転管理者等届出

安全運転管理者・副安全運転管理者が交替した場合や、使用者(代表者)が変更になった場合は、事業所を管轄する警察署への届出が必要です。

【届出期間】変更が生じた日から15日以内

